

別表 1

1 基準額	2 対象経費
<p>次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額。生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p> <p>1 看護師（3年課程）養成所 （全日制） （1）基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表2の調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 16,178,000 円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000 円 ウ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000 円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000 円 オ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000 円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000 円</p> <p>（全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制） （1）基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2の調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり 12,134,000 円 イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000 円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000 円 エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000 円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000 円</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 （1）専任教員給与費 （2）専任教員人当庁費 需用費（消耗品費、印刷製本費） 備品購入費 役務費（通信運搬費） 福利厚生費 （3）部外講師謝金 （4）委託料（上記教員経費のうち（1）～（3）に該当するものとする。）</p> <p>2 事務職員経費 （1）専任事務職員給与費 （2）委託料（上記専任事務職員給与費とする。）</p> <p>3 生徒経費 （1）事業用教材費 （2）臨床実習経費（消耗器材に要する経費） （3）委託料（上記生徒経費のうち（1）～（2）に該当するものとする。）</p> <p>4 実習施設謝金 （1）報償費（実習施設謝金） （2）委託料（上記報償費とする。）</p> <p>5 新任看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金 部外講師旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 雑役務費 備品購入費</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金 部外講師旅費 代替教員雇上経費</p>

<p>2 看護師（2年課程）養成所 （全日制）</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2の調整率を乗じて 得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 13,889,000 円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分と して定員30人増すごとに 1,842,000 円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000 円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当 たり 340,000 円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受 講者1人当たり 147,000 円</p> <p>(定時制)</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2の調整率を乗じて 得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,417,000 円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において、専任教員分 として定員30人増すごとに 1,381,000 円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000 円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当 たり 340,000 円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受 講者1人当たり 147,000 円</p> <p>3 准看護師養成所</p> <p>(1) 基準額A 次のア、イ、ウ及びエの合計額に別表2の調整率を乗じて 得た額</p> <p>ア 養成所1か所当たり 8,080,000 円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において、専任教員分と して定員30人増すごとに 1,842,000 円</p> <p>ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000 円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</p>	
---	--

(2) 基準額 B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者 1 人当たり 340,000 円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者 1 人当たり 147,000 円	
--	--

(注)

- この表において「看護師養成所（3年課程）」とは、法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所のうち、学校教育法第 90 条第 1 項に該当する者を教育する課程を設けているものをいう。
- この表において「看護師養成所（2年課程）」とは、法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所のうち、免許を得た後 3 年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法第 90 条第 1 項に該当する者であって、准看護師であるものを教育する課程を設けているものをいう。
- この表において「准看護師養成所」とは、法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所をいう。
- この表において「専任教員」とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号）第 4 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 4 号又は第 5 条第 1 項第 4 号に規定する看護師の資格を有する専任教員をいう。
- 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の総定員数とする。
- 事務職員は、1 学年定員 80 人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に 2 人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。
- 「新任看護教員研修事業」及び「看護教員養成講習会参加促進事業」の事業内容等については、別に定めるものとする。

別表 2

調整率

看護師等養成所の定員数	調整率
定員 181 人以上	0.92
定員 161 人以上 180 人以下	0.94
定員 121 人以上 160 人以下	1.00
定員 81 人以上 120 人以下	1.02
定員 80 人以下	1.04